

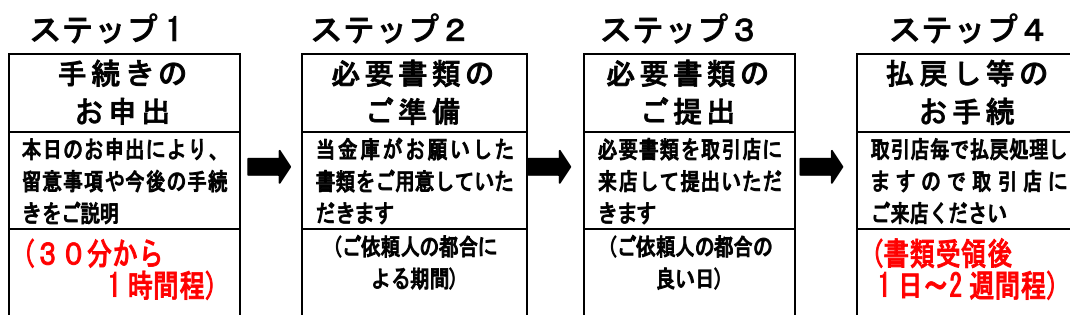
相続手続きのご案内

ご親族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

ご生前のお取引につきましては、ご本人様のご逝去と同時に相続が発生しているため、相続のお手続きをしていただく必要があります。

相続のお手続きは、完了までお時間を要する場合がございます。 原則的なお手続きの流れをご案内いたしますが、内容によってはお取り扱いが異なる場合もございます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

相続のお手続きの流れ



お手続きのお申出

お取引店にご来店ください。お取引の内容、相続のケースに応じ、具体的なお手続きをご案内します。事前にご来店予定日をお電話いただくと、お取引内容をお調べしておくことができます。

ケースによっては **1時間ほどお時間を頂戴する場合がございます。**

必要書類のご準備

相続人様の準備期間です。当金庫でお願いした書類をご用意いたします。

必要書類のご提出

必要書類をお取引店にご提出ください。

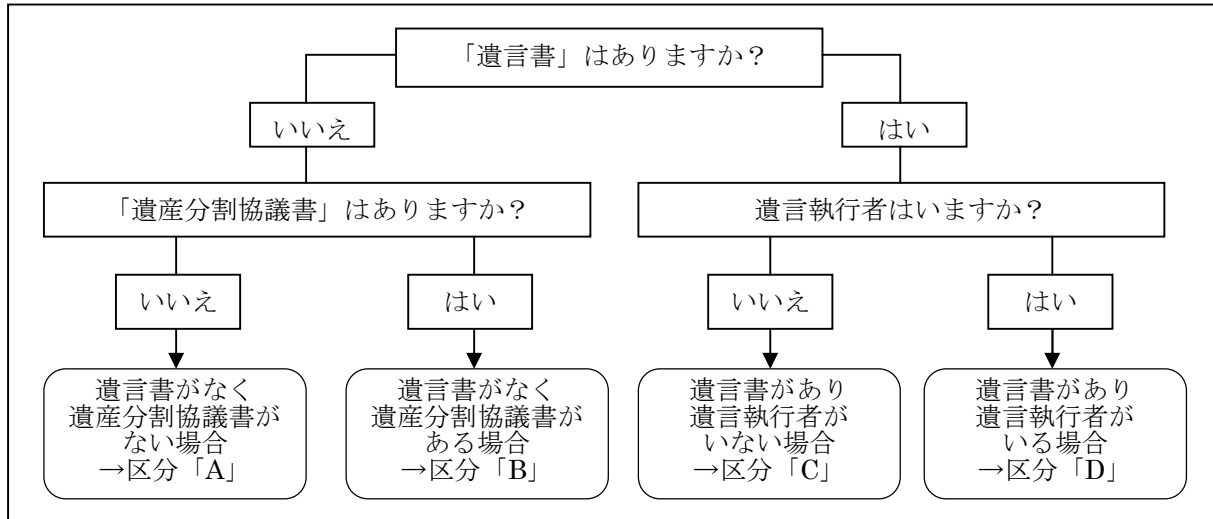
払戻し等のお手続

相続手続きに必要な書類がすべて整ったのち、当金庫による書類確認を含め、ケースによっては**手続き完了まで2週間ほどお時間を頂戴する場合がございます。**

ご指定口座へのお振込みまたはご入金等が完了次第、ご連絡いたします。お手続き内容によってはご来店により完了となる場合がございます。

相続手続における必要書類のご案内（県内金融機関共通）

相続手続において必要となる書類をご案内します。
 ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無等により異なります。
 下記フロー図をご確認ください。



区分				必要書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	相続人さまにご記入いただきます	当金庫から交付	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・カード等	紛失されている場合は窓口にお申出ください	相続人さま	<input type="checkbox"/>
○ <small>注1</small>	○ <small>注1</small>	○ <small>注2</small>	■	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本、除籍謄本	出生から死亡までの連続した謄本（相続人さまの特定資料として）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○ <small>注1</small>	○ <small>注1</small>	○ <small>注2</small>	■	相続人さま全員の戸籍謄本（全部事項証明書）	現在の全部事項証明書	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	■	■	相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの（発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
■	○	■	■	遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印があるもの	相続人さま	<input type="checkbox"/>
■	■	○	○	遺言書	自筆証書遺言または公正証書遺言	相続人さま	<input type="checkbox"/>
■	■	○	○	検認済証明書または検認調書	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
■	■	■	○	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
■	■	○	○	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本または除籍謄本	お亡くなりになられたことの確認書類として	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
■	■	■	○	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者がいる場合（発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
■	■	○	■	受遺者（遺言により遺産を取得される方）の印鑑登録証明書	（発行後6ヶ月以内）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
■	■	■	○	遺言執行者の署名・押印（実印）のある委任状	遺言執行者が他者に手続きを委任する場合	遺言執行者	<input type="checkbox"/>

(注1) 戸籍謄本等は、法務局（登記所）から発行される認証文付き法定相続情報一覧図の写しで代替することも可能です。

(注2) 受遺者が法定相続人の場合、当該受遺者が法定相続人であることを確認できるもの。
遺産を取得しない法定相続人、法定相続人以外の受遺者の戸籍謄本は不要です。

※相続放棄された方がいる場合は家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をご提出ください。

※家庭裁判所の調停または審判により遺産を分割される場合は、調停調書謄本または審判書謄本と確定証明書をご提出ください。

※上記書類はすべて原本をご提出ください。原本を必要とされる場合は、当行でコピーをした後に返却いたします。

柏崎信用金庫

本 店	☎0257-22-2101
諏訪町支店	☎0257-23-2236
四谷支店	☎0257-23-3530
出雲崎支店	☎0258-78-3101
南支店	☎0257-24-1551
半田支店	☎0257-24-8211
東支店	☎0257-32-2040